



西田成希税理士事務所

事務所だより 8月号

No.131

暁夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

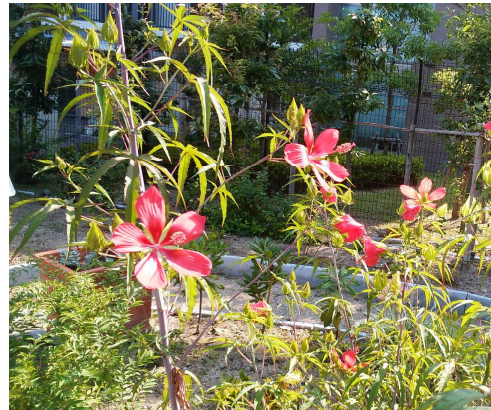
先月イマイチだったユニクロの「AIRISM」、1月経って結構良いものだということが分かりました。カットシャツが身体にペタペタくっつかず、サラッとしているので、やはり快適です。気象庁の予報では、残暑厳しいとのことなので、重宝しそうです。

さて、先ほどAIRISMについて「結構良いもの」と書きました。皆さんは、読み方どのように読まれます？学校だったら「よいもの」、普通は「いいもの」でしょうか。私たち関西の人は「ええもの（ええもん）」ですかね。では、この「ええもん」、漢字で書くとどうなるでしょう？

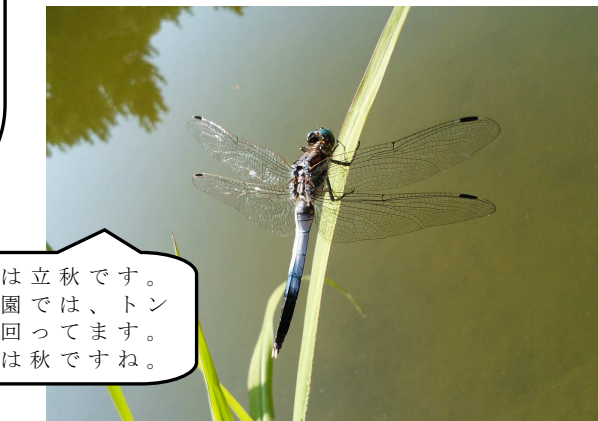
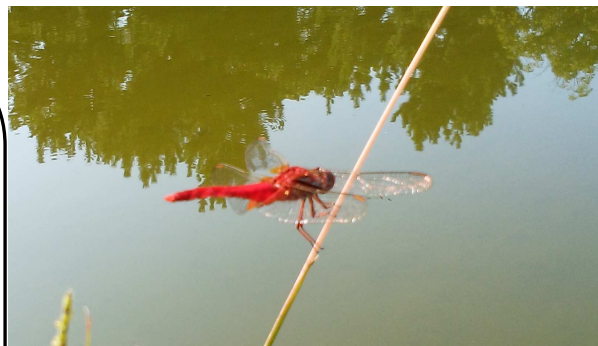
それがこの間、新聞の連載小説に出てきて、目から鱗でした(^ ^)！その作家さんは「善々もん」という字を当てててんです。大阪が舞台のその小説、「善々子（エエコ）」や「善々（エエ）こと」など、「善」のパレードです。この字、私の感覚にぴったりでした。さすが、作家さんです、よく知ってますよね。

他に「ええ」という字に当てることができる漢字がないか調べてみたところ、もちろん「良」があります。他に「好」も当てることができるようです。「かっこええ（いい）」は「かっこ好い」と書いてもいいみたいです（私には無縁の言葉で…。言われてみれば、ですね(^ ;)）。あれ、この場合の「いいみたい」はどの漢字？日本語は難しい…。頭がこんがらがってきたのでもう止めます。

では、事務所だより8月号をお送りします。8月は、大学も夏休み。今のうちに溜まった仕事を片付けます！でも、オリンピックが…。皆様は、この夏いかがお過ごしになりますか？夏バテにならないように気を付けてください。



洋種ヤマゴボウというそうです。茎や葉っぱの端が赤くてなんとなく不気味です。ブドウのような実がなっています。これはきっと「実を食べさせないため」だと思って調べてみると、毒があつて食べられないです。残念(> <)。食べられるヤマゴボウとは全く種類が違いますのでご注意ください。



8月7日は立秋です。近くの公園では、トンボが飛び回っています。暦の上では秋ですね。

☆ お知らせ（平成28年8月の税務）

期 限	項 目
8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	12月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分） ＜消費税・地方消費税＞
	個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
	個人事業税の納付（第1期分）
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

☆ 消費税延期されるものとされないもの

◆ 消費税10%は再延期、いつから？

消費税の10%への税率アップは、平成27年10月からだったものが、一旦平成29年4月に延期されていて、さらに今回、平成31年10月に再延期されることになりました。

ただし、これ騙されてはいけません。今のところ安倍首相が発言しただけで、法律の改正を経ないと、延期は実現しません。秋の臨時国会に、今年春に確定した改正消費税法を改正する法案が提出されるものと思われます（これって落とし穴です。私たち税理士は、実際に法律になるまで迂闊なことは言えないんです…）。

◆ 再延期の時期はそれぞれ

秋の国会に出される延期法案で確実なのは、消費税率10%への増税なので、複数税率化も同時に延期されることとなります。

複数税率化の延期に伴い、来年4月から施行予定であった、インボイス（適格請求書）制度

の導入準備開始制度も一定の修正をせざるを得ないことは明らかですが、必ずしも単純に 2 年半延期されるわけではないと思われます。

さらに、平成 33 年 4 月から導入のインボイス番号制度は延期されずに、予定通りの施行になる可能性は大きいです。ここは、要注意です！

◆ 来年 4 月からの準備開始制度

今年成立の改正税法では、インボイス正式導入までの経過措置として、請求書には、税率の異なるごとの請求額合計とそれら毎の消費税額を各別に記載することになっています。消費税額無記載や内書き表記は正しい表記ではなくなりまして。

単数税率だったとしても、ゼロ税率や非課税もあるので、その部分の微修正を経てインボイスとしての体裁を整える方向で、延期なき施行になるとと思われます。

なお、記載不完全な請求書の交付を受けた場合は、正式導入までの準備期間に限り、事実に基づき追記することが認められていますが、免税事業者であることが明らかな者からの仕入では追記は認められないので、もはや課税仕入にはなりません。

◆ 税額計算の方法は積上げ方式

インボイス正式導入前でも、請求書に記載の消費税額が中心になるので、その積上げ額が、仕入消費税・売上消費税の基本になりますが、税率が異なるごとに取引総額からの割戻し計算も用意されています。

売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対しては、正式導入までの準備期間に限り、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。① 10 営業日サンプル割合方式、② 仕入割合・売上割合での売上仕入割合推定方式、③ 50% 簡便法などです。

このあたりは、ややこしいです。複数税率が発生する方は、経理体制も整える必要がありますね。

☆ どっちが優先？ 遺言と遺産分割協議書

◆ 年々増える遺言作成件数

相続・遺言に対する関心は年々高まっており、平成 26 年 1 月～12 月に全国の公証役場で作成された遺言(公正証書遺言)は 10 年前から約 4 万件も増加し、ついに 10 万件を超えました。家庭裁判所で扱われた遺産分割事件も同様に増加傾向にあり、こうした背景も影響していることがうかがえます。故人の遺志をできるかぎり尊重したいものですが、遺言を書いた時と相続時では家族の状況が変わってしまうということもあります。では、遺言の内容と異なる遺産の分割をすることは可能なのでしょうか。

◆ 遺言と違う遺産分割は可能？

相続人の間で遺産分割の方法を話し合うことを遺産分割協議と言い、その結果を書面にしたものが遺産分割協議書です。

判例では、① 遺言によって遺産分割協議が禁止されている場合、② 遺言執行者が選任されている場合を除き、遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは事実上認められています。実際、遺言と異なる遺産分割の方法を協議することは珍しくありません。

しかし、だからと言って全ての場合に遺産分割協議書が遺言に優先する、という意味ではありません。遺言の内容によっては注意が必要です。

◆ 遺産分割の方法が指定された遺言

過去、最高裁では、特定の財産を特定の相続人に相続させる内容の遺言の場合、遺言者の死亡によって、財産は直ちに確定的に相続人に帰属するとした判決が行われました(平成 3 年 4 月 19 日最高裁判決)。「特定の財産を特定の人に相続させる内容」とは、たとえば「長男〇〇に埼玉県××の土地を相続させる」というのがこれにあたります。この場合、その後に行った遺産分割は本来の意味での「遺産分割」ではなく、相続人間の取引として財産が移転するものとされています。

その結果、不動産の相続登記を行う際、遺産分割協議の結果をすぐさま登記できず、まずは「遺言に基づく登記」をした後、「相続人間の取引の登記」の二段階で申請しなければならないなど、相続事務に支障をきたすことがあります。こうなると手続き費用も手間も二重にかかってしまいますので、注意が必要です。

☆ 最小行政区画ってなに？

◆ 会社の定款と最小行政区画

会社の名称や所在地、事業目的などの基本事項を定めた会社の基本規則を「定款」と言います。株式会社も合同会社も、会社を設立するときには必ず作成する書類です。この「定款」で会社の所在地を定める際、「東京都〇〇区××町一丁目 2 番 3 号」といった具合に、住所を最後まで記載する必要はなく、「最小行政区画」まで記載すれば良いということになっています。では、「最小行政区画」とは、具体的にどこまでを言うのでしょうか。

◆ 「最小行政区画」=いわゆる「市区町村」

行政区画とは、行政機関の権限が及ぶ範囲として細分化された地域です。結論から言うと、東京都の場合は「区」まで、その他の場合は「市町村」まで、が「最小行政区画」となります。

よって、定款では「東京都千代田区」や「群馬県高崎市」まで定めれば良いということになります。

◆ 政令指定都市の「区」はどうか？

では、横浜市や仙台市、広島市などの政令指定都市の場合はどうでしょうか。これら政令指定都市の住所では「市」の後に「区」が続く形になっていますね。こうなるとどこまで記載すれば良いか迷ってしまいますが、この場合は「市」までが最小行政区画になります。

一般的に「市区町村」という言葉に含まれる「区」は東京都の特別区(23 区)を指します。地方自治法では「特別地方公共団体」と定義されており、市町村と同じ機能を持つ行政区画です。

これに対し、政令指定都市で言う「区」は単なる住所表示であって、行政区画には当たりません。東京都の特別区と違い、こちらは「行政区」と呼ばれます。同じ「区」であっても、東京都と政令指定都市とではその意味合いが異なるのです。そのため、東京都 23 区では区長を選挙で選びますが、政令指定都市における「区」の区長は選挙ではなく、市の職員から選ばれることになっています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488